初任給、 平成二十四年三月二十九日 昇格、 昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第八号

初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

十号)の一部を次のように改正する。 初任給、昇格、 昇給等の基準に関する規則 (昭和三十二年広島県人事委員会規則第

給数」に改める。 であるときは、三)」を「別表第二十三の二に定める昇給号給数表のC欄の右に掲げる号 第十四条第一項中「四(新たに職員となつた者が第二十八条第一項に規定する特定職員

に、 定職員は」を「職員は」に改め、 員」に改め、同条第六項中「特定職員又は」を「職員又は」に、「第二十四条」を「第二 を」を「職員を」に改め、 同条第三項中「特定職員の」を「職員の」に改め、同項第一号中「特定職員に」を「者に 特定職員」を「決定された職員」に改め、同条第二項中「特定職員」を「職員」に改め、 員」を「当該職員」に、 第三項に規定する特定管理職員を除く。 職員(以下この条及び第二十八条の三において「特定職員」という。 ける職員でその職務の級が七級以上であるもの 十四条第二項」に、 第二十八条の見出し中「特定職員の」を削り、 「特定職員(」を「職員(」に、 「特定職員の」を「者の」に、 「特定職員昇給号給数表」を「昇給号給数表」に、 同項第二号並びに同条第四項及び第五項中「特定職員」を「職 同条第七項中「特定職員」を「職員」に改める。 「特定職員及び」を「職員及び」に、 以下この条において同じ。)」に、 (警察職員等に限る。) 同条第一項中「行政職給料表の適用を受 「特定職員に」を「職員に」に、)」を「職員(次条 又は前条に掲げる 「決定された 「当該特定職 「特定職員

第二十八条の二第三項中「及び次条」を削る。

第二十八条の三を削る。

改める。 あるもの ・「三号給」を「四号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上で 別表第二十三の二中「特定職員昇給号給数表」を「昇給号給数表」に、同表中のCの欄 (警察職員等に限る。) 及び第二十七条に掲げる職員にあつては、 三号給)

(初任給、 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (平成十八年広島

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則

(施行期日等)

に関する規則第二十八条から第二十八条の三までの規定及び第二条の規定による改正前 年四月一日における昇給については、第一条の規定による改正前の初任給、 るものとする。 この人事委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則附則第十三条の規定によ ただし、平成二十四

(一般職員の昇給号給数等の特例)

- 権者が決定するものとする。 その者の勤務成績に応じて、三号給以下の範囲内 第三十条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、当分の間、 給区分に決定された職員以外の一般職員を給与条例第六条第一項又は市町立学校職員の給 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。 掲げる職員及び改正後の規則第二十八条の二第三項に規定する特定管理職員以外の職員(い う。 規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 相当でないと認めるものは、昇給しない。 職員給与等条例第五条第三項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、)第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給される職員を除く。以下「一般職員 「市町立学校職員給与等条例」という。)第五条第一項の規定による昇給(改正後の規則 という。 勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号。)第二十一条第二項に規定する警察職員等に限る。)、 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの)であって、 改正後の規則第二十八条第二項第一号から第三号までに定める昇 ただし、当該一般職員のうち、任命権者が昇給させることが (給与条例第六条第三項又は市町立学校 改正後の規則第二十七条に (以下「改正後の規則」と 一号給)で任命 (第一条の
- 職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間) の定める一般職員については、 の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会 る昇給日をいう。 かかわらず、 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日(改正後の規則第二十五条に規定す 前項の一般職員に該当するものとみなして、 以下この項において同じ。)前一年間(当該期間の中途において新たに 改正後の規則第二十八条第二項後段及び同条第三項の規定 同項の規定を適用する